

# 大規模氾濫に備える地域の取組方針

平成30年3月13日

久万高原土木事務所 大規模氾濫に関する減災対策協議会

(久万高原町、愛媛県久万高原土木事務所)

## 1 本協議会の構成

本協議会の参加機関及び委員等は、以下のとおりである。

参加機関	委員
久万高原町	町 長
久万高原警察署	署 長
久万高原町消防本部	消 防 長
久万高原土木事務所	所 長

(オブザーバー)

参加機関	オブザーバー
国土交通省松山河川国道事務所	所 長
気象庁松山地方气象台	台 長

## 2 協議会の目的

平成 27 年 9 月の茨城県の鬼怒川流域での水害、平成 28 年 8 月の岩手県の小本川での水害では、多くの尊い命が失われたほか、多数の孤立者が発生するなど、近年、全国各地で甚大な被害が頻発している。

また、地球温暖化に伴う気候変動の影響が顕在化しつつあり、今後も、水災害の頻発化・激甚化が懸念されている。

本協議会は、本県においても、“大規模な氾濫は必ず起こる”との認識のもと、河川の氾濫から住民の命を守ることを最優先に、関係機関がより一層連携して、水防体制・避難体制の強化に取り組むものである。

## 3 地域の実行方針

河川の氾濫から“逃げ遅れゼロ”の実現を目指し、以下の施策に取り組む。

- (1) 円滑・迅速な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための取組

#### 4 概ね5箇年で実施する取組

##### (1) 円滑・迅速な避難行動のための取組

##### 1) 情報伝達・避難計画等に関する取組

取組方針		取組事項	対象 河川	取組 機関	目標 時期	内容
①洪水時における防災情報（河川情報・避難情報等）の連絡体制に関する取組	ア. 洪水時における情報連絡体制の確認	■出水期前に水位到達情報等の連絡体制を関係機関で確認	久万川	県 久万高原町 消防署 警察署	引き続き 毎年実施	●水位到達情報等の連絡体制を、当減災対策協議会の協議事項とし、出水期前に関係機関で確認する。
	イ. 河川情報を伝達する「ホットライン」の構築	■久万高原町と久万高原土木事務所との「ホットライン」を構築	久万川	県 久万高原町	平成30年度	●平常時から、情報連絡体制の二重化に向けた取組を促進するため、久万観測所の河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）+2.70mを超過し、さらにその後も降水量が見込まれ、溢水等の危険性が高まった時、久万高原土木事務所長から直接久万高原町長に電話連絡する。
②避難行動、水防活動に資する防災情報（河川情報・避難情報）の拡充に関する	ア. 河川情報の拡充に向けた検討	■水害危険性周知河川の設定に向けた検討 ■その他、住民の「逃げ遅れゼロ」の実現に向けた河川情報の拡充に関する検討	全域	県 久万高原町 消防署 警察署	平成30年度から検討実施	●水害危険性周知河川の選定及び設定について、関係機関と連携しながら検討を行う。

取組方針		取組事項	対象 河川	取組 機関	目標 時期	内容
取組	イ. 水害リスク情報の整備・提供 (水害危険性周知河川)	■洪水予報河川や水位周知河川以外の中小河川において、地域住民の避難に役立つ水害リスク情報の検討・整備	仁淀川 久万川	県 久万高原町	平成31年度 から検討実施	●町と連携し、地域住民の避難に役立つ水害リスク情報の検討・整備を行う。
	ウ. 防災情報等の提供内容・方法等の拡充	■えひめ河川(かわ)メールによる河川情報のプッシュ型配信	全域	県	引き続き 実施	●あらゆる機会を通じて、河川水位・雨量等の防災情報をリアルタイムで提供できる「えひめ河川(かわ)メール」の利用登録の啓発を行う。
③避難計画等の作成に関する取組	ア. 避難計画の策定	■水害時による避難勧告等の判断基準策定済、伝達マニュアルの策定(改定)	仁淀川 久万川	久万高原町	平成30年度	●水害時による避難勧告等の判断、伝達マニュアルの策定(改定)を行う。

## 2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

取組方針	取組事項	対象河川	取組機関	目標時期	内容	
①洪水に対する防災情報（河川情報・避難情報等）や避難に関する周知・教育に関する取組	ア. 地域住民への重要水防箇所の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関係機関と地域住民が連携した重要水防箇所の合同点検の実施</li> <li>■ 重要水防箇所の啓発チラシの配布</li> </ul>	重要水防箇所指定河川	県 久万高原町 消防署 警察署	引き続き 毎年実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出水期前に、関係機関と地域住民が連携して、重要水防箇所の合同点検を実施する。</li> </ul>
①洪水に対する防災情報（河川情報・避難情報等）や避難に関する周知・教育に関する取組	イ. 河川情報・避難情報等の活用や防災教育等の円滑・迅速な避難に向けた広報活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各種説明会など、多様な機会を活用して河川情報やハザードマップの活用について説明やチラシ等を配布</li> </ul>	全域	県 久万高原町 消防署	平成 30 年度 から実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小中学校、自治会に対し水害教育を実施</li> <li>・ 小中学校 学校安全計画の災害に関する必要な事項を定め、児童生徒が災害に関する基本的事項を理解し、適切な行動ができるよう防災教育に努める。 【目標】 町内の小中学校 1 校／年の防災教育の実施</li> <li>・ 自主防災組織（自治会） 町民を対象とした防災に関する講演会等を開催し、その中で洪水に対しての防災教育を実施する。 【目標】 年 1 回の講演会を実施</li> </ul>

取組方針		取組事項	対象 河川	取組 機関	目標 時期	内容
		■県政出前講座「今日からできる河川防災情報の活用について」を開設				●県出前講座を活用
	ウ. 要配慮者利用施設への避難確保計画作成や避難訓練実施の促進・充実に向けた支援活動の実施	■要配慮者利用施設の管理者向け説明会の開催 ■避難確保計画の作成に関するチラシを配布	全域	県 久万高原町 消防署	平成 30 年度 から実施	●要配慮者利用施設で作成している『避難確保計画』に基づき、適正な避難が確保可能か検証を行う。 【目標】町内の要配慮者利用施設のうち洪水区域に立地している施設を優先的に実施。（リスクが高い施設は、平成 30 年度に実施。）
②住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実に関する取組	ア. 洪水時における多様な関係機関が連携した避難訓練等の実施	■総合防災訓練の実施	全域	久万高原町 消防署 警察署	平成 30 年度 から実施	●大規模災害時における行動を確認し、円滑な対応を可能にするため総合防災訓練を実施する。

(2) 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための取組

1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

取組方針	取組事項	対象河川	取組機関	目標時期	内容	
①重要水防箇所 の点検に関する取組	ア. 重要水防箇所の精査・見直し	■重要水防箇所の精査・見直し及び関係機関相互の確認を実施	全域	県 久万高原町 警察署 消防署	引き続き 毎年実施	●減災対策協議会において、重要水防箇所の確認及び指定箇所の精査・見直しを実施
	イ. 重要水防箇所の点検	■関係機関と地域住民が連携した重要水防箇所の合同点検の実施（再掲）	全域	県 久万高原町 警察署 消防署	引き続き 毎年実施	●出水期前に、関係機関と地域住民が連携して、重要水防箇所の合同点検を実施する。（再掲）
②水防資器材の整備等に関する取組	ア. 水防資器材の点検・補充	■各機関が保有する水防資器材を点検・補充するとともに、関係機関が保有状況を共有し、応援体制を確認	全域	県 久万高原町 消防署	引き続き 毎年実施	●出水期前に、各機関が保有する水防資器材を点検し、減災対策協議会において、関係機関の保有状況の情報共有、必要な備蓄品目に係る意見交換を行うとともに、相互応援体制を確認する。
	イ. 水防資器材の配置計画の見直し及び広域支援の検討	■大規模氾濫時に河岸侵食等による水防資器材の流失を想定した支援体制の検討	全域	県 久万高原町 消防署	平成30年度 から実施	●大規模災害に備え、県と久万高原町間の水防資器材の支援体制を構築する。

取組方針		取組事項	対象 河川	取組 機関	目標 時期	内容
③水防訓練の充 実等に関する 取組	ア. 多様な関係機関が 連携した水防訓練 の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重信川・石手川総合水防演習の実施（参加）</li> <li>■水防訓練の実施（参加）</li> </ul>	全域	県 久万高原町 消防署	引き続き 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重信川・石手川等の総合水防演習に参加する。</li> <li>●水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施。</li> </ul>
	イ. 水防工法に関する 知識・技術の研鑽	■県政出前講座「水防工法 について」を開設	全域	県 久万高原町	平成 30 年度 から実施	●要望に応じ、県政出前講座「水防工法 について」を活用して、水防従事者を 対象に、水防活動に用いられる各種水 防工法について説明・実演する。
④水防に関する 広報の充実等 に関する取組	ア. 消防団が実施する 水防活動を広く P R	■県ホームページにおい て、消防団の水防活動を P R	全域	県 久万高原町 消防署	平成 30 年度 から実施	●県のホームページの「えひめ水防活動 最前線」において、消防団の水防活動 を紹介する。



## 5 フォローアップ

これらの取組を着実に実施し、本協議会の目的を達成するため、毎年、出水期前に進捗状況等をフォローアップするとともに、必要に応じて、これらの取組の改良を行う。